

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構
審査委員会設置要綱

2022年8月2日制定

(設置)

第1条 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構会則第11条及び一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定審査規程第5条の規定に基づき、認定レベル毎に認定審査を行う審査委員会を置く。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、指定された認定レベルの認定審査を行い、各申請者の合否判定結果を、認定委員会に報告する。

(組織)

第3条 審査委員会は、認定委員会が選任した当該分野における知見、経験を有する者（以下「審査員」という。）3名から5名をもって組織する。

- 2 審査員は、就任に際し、審査の観点を統一するための講習を受けなければならない。
- 3 審査委員会の審査員は、認定委員会及び不服審査委員会の委員と重複しないものとする。
- 4 認定委員会の判断に基づき、審査委員会にオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 審査員の任期は、3年とする。

- 2 前項の委員は、3分の1程度ずつ任期の開始年度が異なるように改選する。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、認定委員会が指名する者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長が議長の職務を代行する。

(委員会)

第6条 審査委員会は、各審査員の評価結果を集計して、各申請者の合否判定を行う。

- 2 前項に定めるもののほか、議決に関することは、別に定める。

(事務)

第7条 審査委員会の事務は、この法人の事務局が行う。

附 則

- 1 この要綱は、2022年8月2日から施行し、2022年4月1日から適用する。
- 2 この要綱施行時に選出される審査員の任期は、第4条の規定にかかわらず、2023年3月31日、2024年3月31日又は2025年3月31日までとし、審査員毎に別に定める。